

## ○第2次鴨川市学校適正規模検討委員会設置要綱

平成24年3月9日  
教育委員会告示第4号

### (設置)

第1条 江見地区及び天津小湊地区における幼児及び児童の教育環境並びに教育施設の今後のあり方を検討するため、第2次鴨川市学校適正規模検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問を受け、次に掲げる事項について必要な調査及び審議を行う。

- (1) 市が江見地区及び天津小湊地区に設置する幼稚園及び小学校(以下「学校」という。)の適正規模に関すること。
- (2) 学校の適正配置に関すること。
- (3) 学校の施設整備に関すること。
- (4) 学校の管理運営方針に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、18人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学校教育関係者
- (3) 児童福祉関係者
- (4) 地元自治会関係者
- (5) 識見を有する者

3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から諮問に係る調査及び審議が終了するまでの間とする。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会が必要と認めるときは、関係者の委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。